2025（令和 7）年 4 月 1 日基準日による法改正等のご案内

令和 7 年後期試験における出題基準日は「**2025（令和 7）年 4 月 1 日**」です。

ここでは、この基準日における特に大事な法改正などをまとめてお伝えいたします。試験では直近の改正などについて出題されやすい傾向にありますので、この機会にポイントをつかんでいきましょう。

1「子ども・子育て支援法」等の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉・社会的養護

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）では、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。つまり子育てをする家庭への支援を強化したということです。

今回の改正は、「子ども・子育て支援法」の改正に基づいて、複数の法律が改正されています。ここでは法律ごとにどのように改正されたのかを説明します。

■「子ども・子育て支援法」

項　目	概　要
児童手当の拡充 ★「児童手当法」にも該当	＊支給期間を中学生までから高校生年代まで（18 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで）とする ＊支給要件のうち所得制限を撤廃する ＊第３子以降の児童に係る支給額を月額３万円とする ＊支払月を年３回から隔月（偶数月）の年６回とする
妊婦のための支援給付を創設	＊妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、10 万円相当の経済的支援を行う ＊当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
地域子ども・子育て支援事業に追加	＊産後ケア事業（「母子保健法」に基づく事業） 産後ケアを必要とする産後１年未満の母子を対象に、保健指導、療養に伴う世話または育児に関する指導、相談その他の援助を行う ＊乳児等通園支援事業（「児童福祉法」に基づく事業） 保育所などで満 3 歳未満児に適切な遊びおよび生活の場を与える

©sakurakosensei 2025

	とともに、乳幼児とその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う ＊利用者支援事業 利用者支援事業の１類型として妊婦等包括相談支援事業型が創設
施設・事業者の報告の義務付け	教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）

■「児童福祉法」

項　目	概　要
妊婦等包括相談支援事業の創設 第６条の３第 22 項	＊「子ども・子育て支援法」による地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業において、妊婦等包括相談支援事業型として実施 ＊「母子保健法」の規定による指導に併せて事業を実施できるものとする
乳児等通園支援事業の創設 第６条の３第 23 項	＊「子ども・子育て支援法」による地域子ども・子育て支援事業としても創設 ＊2026（令和８）年４月１日に本施行される「こども誰でも通園制度」（乳児等のための支援給付）の実施のための事業

次の図は、「子ども・子育て支援法」に基づく妊婦のための支援給付と「児童福祉法」に基づく「妊婦等包括相談支援事業」の関係性を表したものです。妊娠初期から産後の育児期を通して、様々な支援が行われていくことになります。

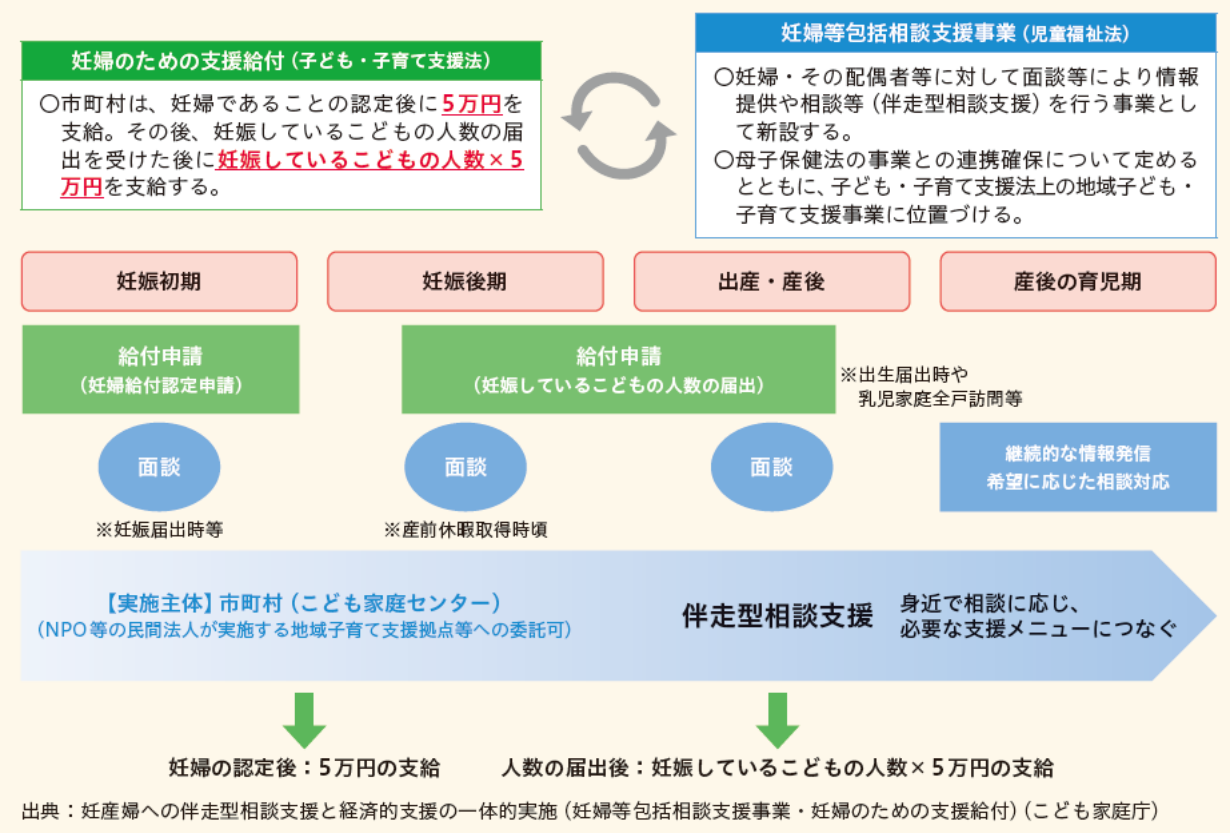

出典：妊産婦への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付）（こども家庭庁）

©sakurakosensei 2025

■「児童扶養手当法」

項　目	概　要
児童扶養手当の第３子以降の加算	児童扶養手当の第３子以降の児童に係る加算額を第２子に係る加算額と同額に引き上げる

■「子ども・若者育成支援推進法」

項　目	概　要
ヤングケアラーへの支援 第２条第７号	ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とし、国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記

■「雇用保険法」＊詳細は6で説明します

項　目	概　要
出生後休業支援給付・ 育児時短就業給付の創設	両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付および育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する

■「特別会計に関する法律」

項　目	概　要
子ども・子育て支援特別会計の創設	こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定および労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する

2「社会福祉法」の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉

今回の「子ども・子育て支援法」の改正に伴う「児童福祉法」改正では、新たに２つの事業が創設されました。そのうちの１つである乳児等通園支援事業が、「社会福祉法」に規定される第二種社会福祉事業として加わることとなりました。

＜新規に加わった第二種社会福祉事業＞「社会福祉法」第２条第３項第２号
乳児等通園支援事業

©sakurakosensei 2025

3「育児・介護休業法」の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉

2025（令和７）年４月１日に、育児休業、介護休業、看護等休暇等に関わる改正が施行されました。ここでは特に、育児休業と看護等休暇に関わる制度の改正を説明します。

■「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

項　目	概　要
子の看護等休暇	**＜対象となる子の範囲＞** 小学校３年生修了まで **＜取得事由＞** 新たに感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式を追加 **＜労使協定の締結により除外できる労働者＞** 週の所定労働日数が２日以下の者
所定外労働の制限（残業免除）	小学校就学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能
育児のためのテレワーク導入	３歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化
短時間勤務の代替措置	３歳に満たない子を養育する労働者に関し短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置に、テレワークが追加
育児休業取得状況の公表義務	従業員数 300 人超の企業に、育児休業等の取得状況を公表することが義務付け

4「次世代育成支援対策推進法」の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉

現在の少子化の進行等の状況や「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、次世代育成支援対策推進法を延長するとともにその実効性をより高め、一般事業主の行動計画の策定について、2024（令和６）年に改正が行われました。

■「次世代育成支援対策推進法」

項　目	概　要
法律の有効期限の延長	2025（令和７）年３月末までの時限立法であったが、2035（令和17）年３月末まで 10 年間延長された
企業等（一般事業主）による行動計画の策定	常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、一般事業主行動計画策定・変更時に次の項目を定めることが義務となった

©sakurakosensei 2025

	①計画策定時の育児休業取得状況（男性労働者の育児休業等取得率など）や労働時間の状況把握等（PDCA サイクルの実施） ②育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定

5「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉・社会的養護

2024（令和６）年６月に改正が行われ、法律の名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改めるとともに、条文に目的や基本理念の充実等が盛り込まれることとなりました。

この改正は、こども大綱（令和５年 12 月 22 日）において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえて実施されています。

そのうち、特に確認しておきたい改正内容は次の通りです。

■「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（新名称）

項　目	概　要
法律の名称の変更	＊法律の名称に「貧困の解消」を入れることとし、法律の名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする ＊名称の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更
法律における「こども」の定義	こども基本法第２条第１項に規定するこどもをいう。 ＝「心身の発達の過程にある者」
目的や基本理念の充実	＊こども大綱の記述を踏まえて、「目的」および「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化 ＊「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことおよび「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記
大綱において定める指標の追加	＊こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱を定める際には、貧困の状況にあるこどもおよびその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設

©sakurakosensei 2025

６「雇用保険法」の一部改正

関連科目	社会福祉・子ども家庭福祉

育児休業等給付として、子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。そのうち、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が「こども未来戦略」に基づき、令和７年４月１日に創設されました。なおこれらの給付金は、子ども・子育て支援制度の仕事・子育て両立支援事業として実施されています。

項　目	概　要
出生後休業支援給付金	次の２つの要件を満たした場合に支給される ① 被保険者が対象期間に同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して 14 日以上取得したこと ② 被保険者の配偶者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して 14 日以上の育児休業を取得したこと、または子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること
育児時短就業給付金	次の２つの要件を満たした場合に支給される ① ２歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前２年間に、被保険者期間が 12 か月あること 加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給される ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月 ④ １週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月 ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付または介護休業給付を受給していない月 ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

©sakurakosensei 2025

この改正に伴い、各給付金の対象範囲は、次の図の通りとなります。

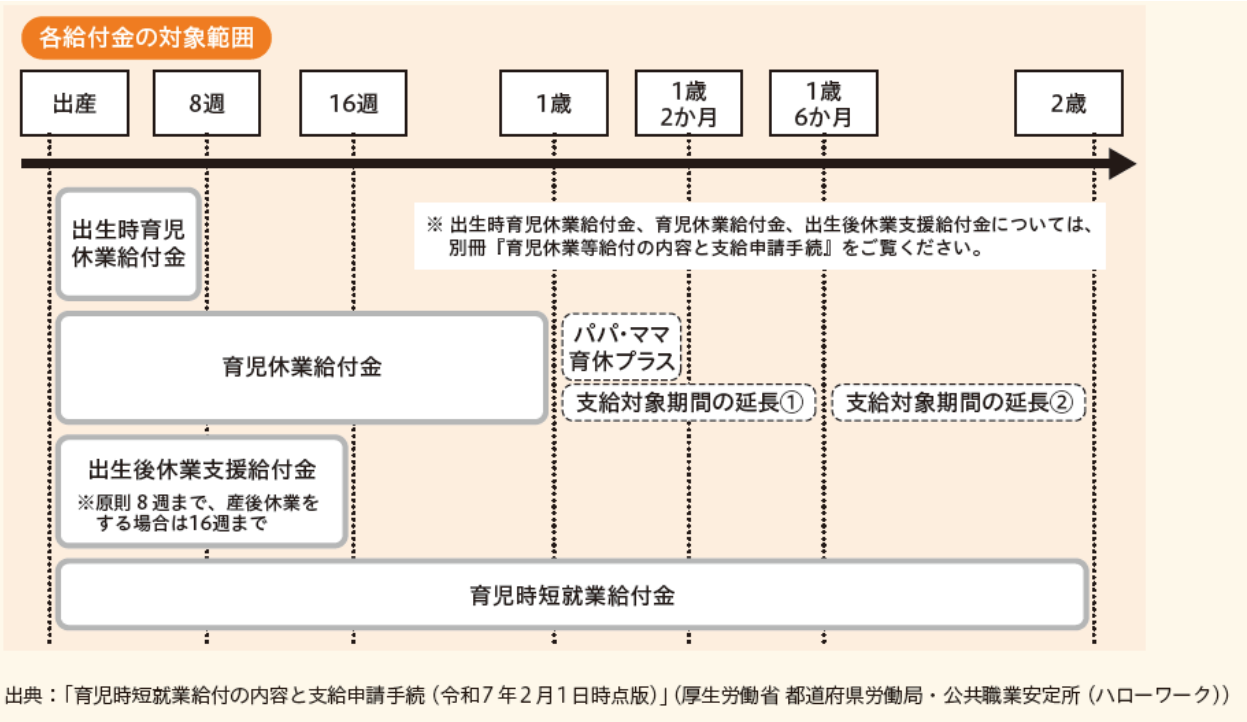

出典：「育児時短就業給付の内容と支給申請手続（令和７年２月１日時点版）」（厚生労働省 都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク））

7 「生活困窮者自立支援法」等（「生活保護法」）の一部改正

関連科目	社会福祉

2024（令和６）年に実施された改正によって、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて生活困窮者等の自立のさらなる促進を図るため、子どもの貧困への対応のための措置などが講じられることになりました。このうち子どもに関わる改正は、「生活保護法」が該当します。

具体的な改正内容は次の通りです。

■「生活保護法」

項　目	概　要
子どもの進路選択支援事業	生活保護世帯の子どもおよび保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する
進学・就職準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、進学だけではなく、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る

©sakurakosensei 2025

8 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉・社会的養護

これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けられませんでしたが、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。それを踏まえ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、栄養士の配置が求められている施設については、栄養士または管理栄養士の配置が求められることとなりました。

基準における該当の施設は次の通りです。

10 人以上の乳幼児を入所させる乳児院
児童養護施設
福祉型障害児入所施設
児童発達支援センター
児童心理治療施設
児童自立支援施設

なお、「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における栄養士に関する規定については、栄養士ではない管理栄養士が配置される場合にも同様に取り扱うこととするので、保育所や幼保連携型認定こども園等において栄養士ではない管理栄養士が配置されている場合は、栄養士が配置される場合と同様、その専門性を活かした対応を図るようにすることとされています。

9 「児童福祉法施行令」の一部改正

関連科目	子ども家庭福祉・社会福祉・社会的養護

児童相談所は都道府県、指定都市に設置の義務があり、また「児童福祉法」第 59 条の 4 の規定により、児童相談所設置市となることを希望し、認められた市（特別区を含む）も、児童相談所設置市となることができます。「児童福祉法施行令」の一部改正により、2025（令和 7）年 4 月 1 日現在の児童相談所設置市は、次の通りです。

東京都港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区および江戸川区、横須賀市、金沢市、豊中市、明石市ならびに奈良市

©sakurakosensei 2025